

平成17年 五管区水路通報総記

(1項 - 19項)

平成17年 1月 7日

第五管区海上保安本部

- 17年 1項 五管区水路通報について
- 17年 2項 五管区水路通報で用いる方位、位置及び時刻について
- 17年 3項 地域航行警報について
- 17年 4項 航行援助情報について
- 17年 5項 ラジオ放送について
- 17年 6項 水路通報等の閲覧について
- 17年 7項 水路図誌販売所について
- 17年 8項 航行の安全上重要な事項等の報告について
- 17年 9項 船舶気象通報等について
- 17年 10項 霧通報について
- 17年 11項 明石海峡航路通航船が行う通報について
- 17年 12項 位置通報について
- 17年 13項 由良瀬戸(友ヶ島水道)の航行について(勧告)
- 17年 14項 明石海峡航路付近の航行方法について(勧告)
- 17年 15項 明石海峡航路及び付近海域における航行について
- 17年 16項 大阪湾北部海域における航行方法について
- 17年 17項 ジャスレップへの参加について
- 17年 18項 大阪港における定例の水門閉鎖について
- 17年 19項 世界測地系への移行及び日本測地系海図の廃版について

17年 1項 五管区水路通報について

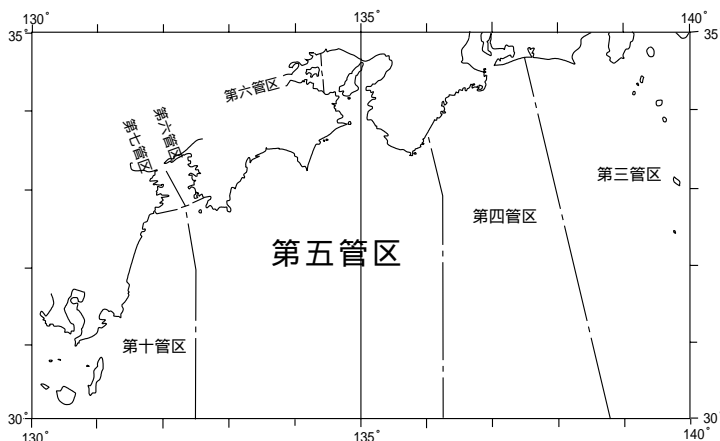
第五管区海上保安本部では、大阪府・兵庫県(日本海側を除く)・和歌山県・徳島県・高知県の沿岸及びその周辺海域の情報を掲載した「五管区水路通報」(和文)を原則として毎週金曜日に発行するとともに、E-mail、FAX及びインターネットによる情報提供サービスを下記のとおり実施しています。

E-mailによる配信……「zushi5@jodc.go.jp」のアドレスにより、配信の希望、中止を受け付けています。

FAX (078)332-6307 …… 最新号〔ポーリング受信式〕

(078)391-1310 …… 最新号及びバックナンバー(過去1か年分)〔情報番号;0#〕

インターネットアドレス(URL) <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/>



出所 五管区海洋情報部

17年 2項 五管区水路通報で用いる方位、位置及び時刻について

(1)方位は、真方位(0°から時計回りに360°(=0°)まで)を用い、16方位は概略の方位を示します。

なお、明弧及び指導線の方位は海方からの値を示します。

(2)位置は、緯度経度で表し、「(概位)」と付記した緯度経度は、海図上で概略の位置を示

します。緯度経度は、「世界測地系 WGS-84」でのみの表記とします。(19項参照)
 (3)時刻は、日本標準時を用い、24時間制で0000から2400の数字4個で示します。

出所 五管区海洋情報部

17年 3項 地域航行警報について

第五管区海上保安本部では「五管区地域航行警報」及び大阪・神戸・小松島及び高知各海上保安(監)部では、「保安(監)部地域航行警報」として安全通報で、また安全通報に該当しない事項を「各局あて同報」として必要に応じ、それぞれ随時に無線電話及びインターネットで提供しています。

実施した安全通報の再送信のための安全呼出しを実施する時刻と海岸局は、下記のとおりです。

海岸局	呼出名称 符 号	電波の 型 式	周 波 数 呼・応用(通信用)	時 刻 (時分)
神 戸	こうべほあん (JGD)	F 3 E	1 5 6 . 8 MHz(CH 1 6) (1 5 6 . 6 MHz(CH 1 2))	1033 1633

インターネットアドレス <http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/tuho/tuho2.htm>

出所 五管区警備救難部、海洋情報部

17年 4項 航行援助情報について

第五管区海上保安本部では、江崎(大阪湾海上交通センター; 34-36N 135-00E(概位))、大阪港(34-39N 135-26E(概位))及び神戸(34-40N 135-14E(概位))の各船舶通航信号所から「海上交通情報」として、下記のとおり無線電話及び電話で通報事項と通信事項の情報を提供しています。

名 称	呼出名称	電波の 型 式	周波数及び空中線電力等	通報又は通信時間 (使用語)
江 崎	おおさか マーチス	(通報用) H 3 E	1, 6 5 1 kHz 1 0 W	毎時の15分及び45分 からのそれぞれ15分間 (日本語) [注1]
		H 3 E	2, 0 1 9 kHz 1 0 W	毎時の0分及び30分 からのそれぞれ15分間 (英語) [注1]
		(呼出・応答用) F 3 E	1 5 6 . 8 MHz(CH 1 6) 1 0 W	常時 [呼出に応じて提供 する] (日本語又は英語)
		(呼出用) F 3 E	1 5 6 . 6 5 MHz(CH 1 3) 1 0 W	
		(通信用) F 3 E	1 5 6 . 7 MHz(CH 1 4) 1 0 W	
F 3 E	1 6 1 . 7 MHz(CH 2 2) 1 0 W			
大 阪 港	おおさか ハーバー レーダー	(通報用) H 3 E	2, 0 1 9 kHz 1 0 W	0400から2000までの間に おける毎時20分から 10分間(英語) [注2]
		H 3 E	1, 6 5 1 kHz 1 0 W	上記時間内における毎時 30分から10分間 (日本語) [注2]
		(呼出・応答用) F 3 E	1 5 6 . 8 MHz(CH 1 6) 1 0 W	常時 [呼出に応じて提供 する] (日本語又は英語)
		(通信用) F 3 E	1 5 6 . 7 MHz(CH 1 4) 1 0 W	
F 3 E	1 6 1 . 7 MHz(CH 2 2) 1 0 W			
神 戸	おおさか ハーバー レーダー	(呼出・応答用) F 3 E	1 5 6 . 8 MHz(CH 1 6) 1 0 W	常時 [呼出に応じて提供 する] (日本語)
		(通信用) F 3 E	1 5 6 . 7 MHz(CH 1 4) 1 0 W	

注1：ただし、海難等が発生したとき又は航行の制限が行われたとき若しくは解除されたときは、臨時にその状況を通報します。

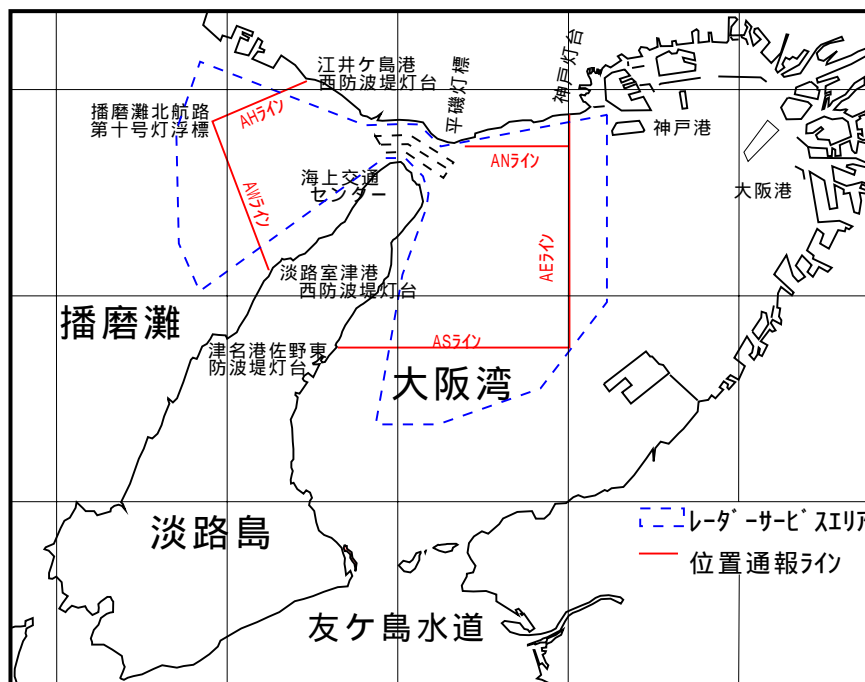
注2：上記時間にかかわらず、船舶の安全に影響を及ぼすおそれのある状況が発生したときは、臨時にその状況を通報します。

各船舶通航信号所が取り扱う通報事項及び通信事項は、以下のとおりです。

[江崎船舶通航信号所 (大阪湾海上交通センター)]

- 通報事項
- 1 大阪湾海域 (生石鼻灯台から田倉崎灯台まで引いた線、江崎灯台から 328度30分に陸岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域をいう。以下同じ) 及び播磨灘海域 (江崎灯台から 328度30分に陸岸まで引いた線、雁来崎、雁来崎から 272度に引いた線が取揚島東端と松島東端とを結ぶ線と交わる点及び取揚島東端を順次結んだ線、取揚島北端から網崎まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海域をいう。以下同じ) を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況
 - 2 明石海峡航路 (海上交通安全法 (昭和47年法律第115号。以下「法」という) 別表に掲げる明石海峡航路をいう。以下「航路」という) における船舶の航行の制限の状況
電話番号 (0799)82-3044
 - 3 巨大船等 (法第22条各号に掲げる船舶をいう。以下同じ) (総トン数10,000トン未満の危険物積載船を除く。) 巨大船等以外の船舶であって総トン数10,000トン以上のもの及び船舶、いかだその他の物件を引き、又は押して航行する船舶であって当該引き船の船首から当該物件の後端まで又は当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が 150メートル以上 200メートル未満のもの航路入航予定時刻、船名、総トン数等
電話番号 (0799)82-3044(当日分)
(0799)82-3043(翌日分)
 - 4 航路及びその付近の海域における船舶の動向並びに漁ろうをしている船舶の集中の状況
電話番号 (0799)82-3030、3031
 - 5 大阪湾海域、播磨灘海域及びその周辺海域に係る気象、波浪等についての警報又は注意報の発令の状況
 - 6 江崎における風向、風速及び気圧並びに地蔵崎における風向及び風速
電話番号 (0799)82-3040
 - 7 航路及びその付近海域において霧等が発生した場合における視程の状況
 - 8 航路における潮流の状況
 - 9 大阪湾海域及び播磨灘海域における航路標識の異常又は新設、廃止若しくは変更の状況
 - 10 大阪湾海域及び播磨灘海域を航行する船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業又は航路障害物の状況
 - 11 その他船舶の航行の安全上必要な事項
- 通信事項
- 1 大阪湾海域のうち江崎船舶通航信号所から約 11 海里以内の海域及び播磨灘海域のうち江崎船舶通航信号所から約 10 海里以内の海域 (以下「情報提供可能海域」という。) にある船舶からの依頼に基づく次の事項
 - イ 当該船舶の神戸灯台、平磯灯標、江崎灯台、その他の顕著な目標物からの真方位及び距離による船位
 - ロ 当該船舶が指定する他の船舶 (情報提供可能海域にあるものに限る。) の動向
 - ハ 視界が制限されている状態において、情報提供可能海域のうち当該船舶が指定する海域にある他の船舶の動向
 - 2 巨大船等又は巨大船等以外の船舶であって総トン数 3,000トン以上のもの又は船舶、いかだその他の物件を引き、若しくは押して航行する船舶であって当該引き船の船首から当該物件の後端まで若しくは当該押し船の船尾から当該物件の先端までの距離が 150メートル以上 200メートル未満のもの (以下「対象船舶」という。) が、航路の東側又は西側の出入口又はその付近において他の対象船舶と危険な見合い関係が発生するおそれがある場合における次の事項
 - イ 対象船舶と危険な見合い関係が発生するおそれがある他の対象船舶の当該対象船舶からの真方位及び距離
 - ロ 対象船舶と危険な見合い関係が発生するおそれがある他の対象船舶の動向
 - 3 その他船舶の航行の安全上必要な事項

レーダーサーブスエリアと位置通報ライン



- 備考 1 FAX提供
 内容：通報事項 1～11の事項等
 FAX番号：(0799)82-3046
 注意：FAXをお持ちでない方は、加入電話又は船舶電話により次の電話番号で直接問い合わせることもできます 電話番号 (0799)82-3048
- 2 インターネットによる提供
 (1)ホームページ(<http://www.osakawan.kaiho.mlit.go.jp/>)
 内容：通報事項 1～11の事項等
 (2)携帯電話
 i-mode <http://www.osakawan.kaiho.mlit.go.jp/imode/>
 vodafone <http://www.osakawan.kaiho.mlit.go.jp/jsky/>
 ez-web <http://www.osakawan.kaiho.mlit.go.jp/ezweb/>
 内容：気象(江崎、地蔵崎他の風向・風速)、潮流潮汐、航海安全情報
- 3 新聞による提供
 神戸新聞(朝刊)に明石海峡航路における午前6時以降の30,000トン以上の巨大船の航路航行予定時刻が掲載されている

[大阪港船舶通航信号所]

- 通報事項 1 大阪港船舶通航信号所から約4海里以内の海面(以下「情報提供可能海域」という。)における船舶の動向
 2 情報提供可能海域における航路障害物の状況
 3 大阪中央突堤における天気、風向、風速及び視程の状況
 4 その他船舶の航行の安全上必要な事項
- 通信事項 1 情報提供可能海域にある船舶又は大阪港船舶通航信号所から約8海里以内の海面にある総トン数1,000トン以上の船舶からの依頼に基づく当該船舶の顕著な目標物からの真方位及び距離による船位
 2 船舶からの依頼に基づく通報事項の項各号に掲げる事項

[神戸船舶通航信号所]

- 通信事項 1 神戸中央航路における管制の予告
 2 神戸中央航路における総トン数15,000トン以上の船舶及び1,000トン以上の油送船の入出航予定時刻

出所 五管区交通部

17年 5項 ラジオ放送について

第五管区海上保安本部では、管内のNHK第1放送に船舶交通の安全情報を提供しています。なお、管内におけるラジオ放送の放送時間等は下記のとおりです。

放送局名	識別信号	周波数 (kHz)	放送時間
大阪放送局第1放送	J O B K	666	1850 ~ 1900、2310 ~ 2320
新宮ヲ中継放送所	—	1,026	
田辺 "	—	1,161	
古座 "	—	585	
すさみ "	—	1,026	
徳島放送局第1放送	J O X K	945	0710 ~ 0715 (ニュースの時間)
牟岐ヲ中継放送所	—	1,584	
高知放送局第1放送	J O R K	990	1850 ~ 1900 (ニュースと天気予報の時間)
須崎ヲ中継放送所	—	1,323	
中村 "	—	999	
宿毛 "	—	1,026	
土佐清水 "	—	1,584	

出所 五管区海洋情報部

17年 6項 水路通報等の閲覧について

水路通報等は、下記の管内各事務所で閲覧することができます。

事務所名	備え付け水路通報等
第五管区海上保安本部 海洋情報部	水路通報、管区水路通報(全管区分)、 WEEKLY SUMMARY OF NAVAREA XI WARNINGS
管内各事務所 (水路観測所を除く)	水路通報、五管区水路通報、 WEEKLY SUMMARY OF NAVAREA XI WARNINGS

各事務所の住所等の詳細については、巻末の一覧表を参照して下さい。

出所 五管区海洋情報部

17年 7項 水路図誌販売所について

海上保安庁刊行の海図、水路誌等水路図誌類の管内の主な販売所は下記のとおりです。

販売所名	住所	電話番号
三洋商事(株)大阪支店	大阪市西区北堀江4-5-7	(06) 6538-3201
日本水路図誌(株)神戸営業所	神戸市中央区海岸通5 (商船三井ビル4階)	(078) 331-4888
三洋商事(株)神戸支店	神戸市兵庫区西柳原町 3-16	(078) 651-4721

その他の販売所については、書誌第900号(水路図誌目録)の巻末に掲載の図誌販売所一覧及びインターネット(<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN5/>)を参照して下さい。

出所 五管区海洋情報部

17年 8項 航行の安全上重要な事項等の報告について

航行の安全上重要な事項及び現在刊行している水路図誌の内容を訂正する必要がある事項を発見したときは、速やかにそのことを第五管区海上保安本部海洋情報部又は最寄りの海上保安部署(巻末、管内部署一覧参照)に通報して下さい。

出所 五管区海洋情報部

17年 9項 船舶気象通報等について

第五管区海上保安本部では、次の一覧表の灯台等で観測した局地的な気象状況を、無線電話、テレホンサービス、インターネット・ホームページ及びディファレンシャルGPSにより提供しています。

(1) 管内船舶気象通報一覧表

航路標識名称		呼出名称	周波数 (kHz)	放送時間	内容
通報箇所	観測場所				
潮岬無線方位信号所	潮岬灯台	しおのみさき	1,670.5	毎時15分10秒～16分50秒	風向・風速・天気・視程・風浪・うねり
大阪港船舶通航信号所	大阪港船舶通航信号所	おおさかハーバーレーダー		毎時13分40秒～15分10秒	
室戸岬無線方位信号所	室戸岬灯台	むろと	295	毎時12分10秒～13分40秒	風向・風速・気圧
	室戸岬灯台足摺岬灯台			毎時00分30秒から02分30秒毎にそれぞれ2分間	
足摺岬無線方位信号所	足摺岬灯台	あしずり	1,670.5	毎時10分40秒～12分10秒	

(2) テレホンサービス一覧表

観測場所	内容	サービス時間	電話番号	備考
潮岬灯台	風向・風速・天気 視程・風浪・うねり	24時間	(0735) 62-6177	1時間毎に更新
大阪港船舶通航信号所	風向・風速・天気 視程・風浪		(06) 4395-3900 fax (06) 4395-3911	30分毎に更新
江崎船舶通航信号所	風向・風速・気圧		(0799) 82-3040 fax (0799) 82-3046	同上
地蔵崎灯台(小豆島)	風向・風速		(08853) 5-1177 fax(08853) 5-2177	同上
孫崎灯台	風向・風速		(08808) 8-1177	1時間毎に更新
室戸岬灯台	風向・風速・気圧			
足摺岬灯台				
土佐沖ノ島灯台	風向・風速			

備考 電話の回線数が少ないので、通話中の際はかけなおして下さい。

(3) インターネット・ホームページ

実施箇所	観測場所	内容
大阪海上保安監部 http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/osaka/	大阪港船舶通航信号所	風向・風速・天気・視程・風浪
	江崎船舶通航信号所	風向・風速・気圧
小松島海上保安部 http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/komatsujima/	孫崎灯台	風向・風速

(4) ディファレンシャルGPS(メッセージタイプ16を利用)

航路標識名称		周波数 (kHz)	内容
通報箇所	観測場所		
江崎ディファレンシャルGPS局	江崎船舶通航信号所	320.5	風向・風速・気圧
	孫崎灯台		風向・風速
室戸岬ディファレンシャルGPS局	大王崎灯台	295	風向・風速・気圧・波高

船舶気象通報についてのお問い合わせは、下記をお願いします。

問 合 せ 先	所 在 地	電 話 番 号
第五管区海上保安本部交通部	神戸市中央区波止場町 1 - 1	(078) 391-6551
大阪湾海上交通センター	兵庫県津名郡北淡町野島江崎 914-2	(0799) 82-3050
大阪海上保安監部 航行援助センター	大阪市港区築港4-10-3	(06) 6571-0516
小松島海上保安部 航行援助センター	徳島県小松島市小松島町字外開 1 - 11	(08853) 2-0341
高知海上保安部 航行援助センター	高知市棧橋通5-4-55	(088) 832-7114
足摺岬灯台	高知県土佐清水市足摺岬足摺山 214-5	(08808) 8-0350
串本航路標識事務所	和歌山県西牟婁郡串本町串本 2073	(0735) 62-0522
潮岬灯台	和歌山県西牟婁郡串本町潮岬 2877	(0735) 62-0514

出所 五管区交通部

17年 10項 霧通報について

第五管区海上保安本部では、明石海峡・友ヶ島水道・鳴門海峡及び大阪・神戸・姫路・和歌山下津の各港において視程が1海里以下、1,000m以下、500m以下にそれぞれなったとき及び視程が1海里以上に回復したとき「霧通報」として下記のとおり無線電話で放送しています。

放送通信所	呼出名称	電波の 型 式	周 波 数 呼・応用 (通信用)	使 用 語
第五管区海上保安本部 警備救難課	こうべ ほあん	F 3 E	1 5 6 . 8 MHz (CH 1 6) (1 5 6 . 6 MHz (CH 1 2))	日本語及び英語

出所 五管区交通部

17年 11項 明石海峡航路通航船が行う通報について

海上交通安全法に定める巨大船等のほか、総トン数 3,000トン以上の船舶及び 150メートル以上 200メートル未満の物件えい(押)航船は、明石海峡航路を航行する時は、次のとおり大阪湾海上交通センター所長に対し通報して下さい。

(1) 通報の時期

- (イ) 巨大船、総トン数10,000トン以上の船舶、長大物件えい航船及び 150メートル以上 200メートル未満の物件えい(押)航船は、航路入航予定日の前日正午まで
- (ロ) 総トン数10,000トン未満の危険物積載船及び総トン数 3,000トン以上10,000トン未満の船舶は、航路入航予定時刻の3時間前まで

(2) 通報事項

- ・通報の名あて
- ・船舶の名称、総トン数、長さ及び最大喫水
- ・危険物積載船にあつては、積載している危険物の種類及び種類ごとの積載量
- ・長大物件えい航船等にあつては、引き船の船首から物件の後端まで又は押し船の船尾から物件の先端までの長さ及び物件の概要
- ・仕向港
- ・仕出港
- ・航行しようとする航路名・区間
- ・明石海峡航路に入ろうとする日時及び航路を出ようとする日時
- ・船舶局のある船舶にあつては、その呼出符号又は名称
- ・船舶局のない船舶にあつては、センターとの連絡方法
- ・伝達者が必要な場合、伝達者の氏名又は名称及び住所
- ・水先人の乗船の有無

(3) 通報の方法

(イ) 無線電話 (VHF)

呼出名称：こうべほあん、ひろしまほあん經由明石航路管制官

使用周波数：CH16

(ロ) 加入電話 電話番号：(0799) 82-3030、3031、3032

(ハ) ファックス ファックス番号：(0799) 82-3033

(ニ) 書面 大阪湾海上交通センターに直接持参又は郵送

出所 大阪湾海上交通センター

17年 12項 位置通報について

航路通報を行う必要がある巨大船等、総トン数 3,000トン以上の船舶のほかに、長さ 100メートル以上 200メートル未満の物件えい航船等は、最初の位置通報ライン(4項付図参照)に達した時に、位置通報を大阪湾海上交通センターに行ってください。

(1) 通報事項

(イ) 船名

(ロ) 通過時刻(日本標準時 24時制)

(ハ) 通報ラインの略称

(ニ) その他(物件えい航船等にあつてはその長さ等)

(2) 通報方法

(イ) VHF 電話

呼出名称：おおさかマーチス

呼出周波数：CH16

通信周波数：CH14、CH22

(ロ) 船舶電話

電話番号：(0799) 82-3030、3031、3032

出所 大阪湾海上交通センター

17年 13項 由良瀬戸(友ヶ島水道)の航行について(勧告)

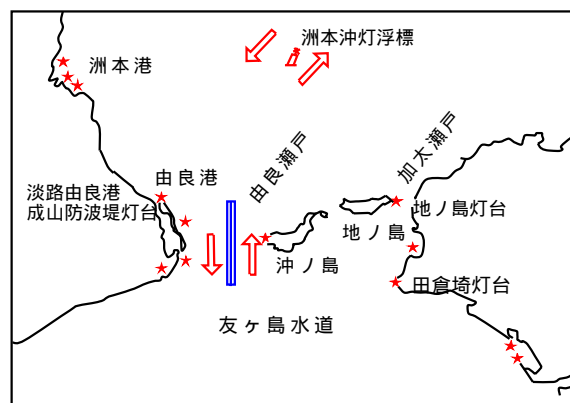
由良瀬戸での船舶交通の安全を図るため、船舶は次の航行方法によること。

(1) 由良瀬戸での右側航行

由良瀬戸を通過しようとする船舶は、34-15.9Nの線と34-17.9Nの線との間においては、134-58.8Eの線から150m以上離れた右側を航行すること。

(2) 由良瀬戸の北方海域での航行経路

由良瀬戸を経て大阪湾を北航しようとする船舶及び大阪湾を南航して由良瀬戸に向かおうとする船舶は、洲本沖灯浮標(34-21.3N 135-00.5E)を左げん側に見て航行すること。



出所 五管区交通部

17年 14項 明石海峡航路出入口付近の航行方法についての勧告

明石海峡航路の東側及び西側の船舶交通のふくそうする海域における安全を図るため、総トン数 5,000トン以上の船舶は次の航行方法によること。

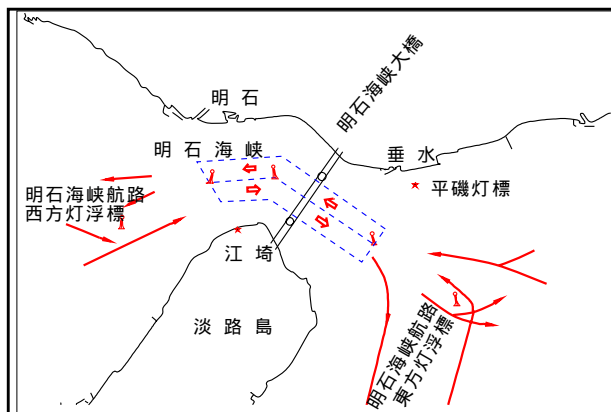
(1) 東側海域における航行方法

(イ) 航路に入航しようとする船舶は、明石海峡航路東方灯浮標(34-35.0N 135-04.9 E)を左げん側に見て通過し航路に向かうこと。

(ロ) 航路を出航して、神戸港又は大阪港方面に向かう船舶は、同灯浮標を左げん側に見て通過すること。

(2) 西側海域における航行方法

姫路港又は東播磨港方面から、航路に入航しようとする船舶は、明石海峡航路西方灯浮標(34-36.5N 134-56.7E)を左げん側に見て通過し航路に向かうこと。



出所 五管区交通部

17年 15項 明石海峡航路及び付近海域における航行について
第五管区海上保安本部は、次の航行安全指導を行っています。

(1) 水先人の乗船

次に掲げる船舶は水先人を乗船させること。

(イ) 外国船舶

(ロ) 運航経験及び入航経験が十分でない船長が乗船する日本船舶

(2) 進路警戒船等の配備

明石海峡航路における進路警戒船等の配備を指示された船舶は、航路出航後も安全な航行が確認されるまで、進路警戒船等を配備すること。

(3) 航路出入口付近の海域における航法

「明石海峡航路付近出入口付近の航行方法についての勧告」(14項)によるほか、次の事項を遵守すること。

航路内を航行する船舶は、航路航行義務のない全長50メートル未満の船舶であってもできる限り航路の入口から入航すること。

(4) 狭視界時における航路入航制限

(イ) 巨大船、危険物積載船で総トン数10,000トン以上の船舶及び長大物件えい航船等は、航路付近の視界が 2,000メートル以下となった場合、航路へ入航しないこと。

(ロ) (イ)以外の危険物積載船、巨大船等を除く総トン数10,000トン以上の船舶及び長さが150メートル以上 200メートル未満の物件えい航船等は、航路付近の視界が1,000メートル以下になった場合は、航路へ入航しないこと。

(5) 緊急用えい索の準備

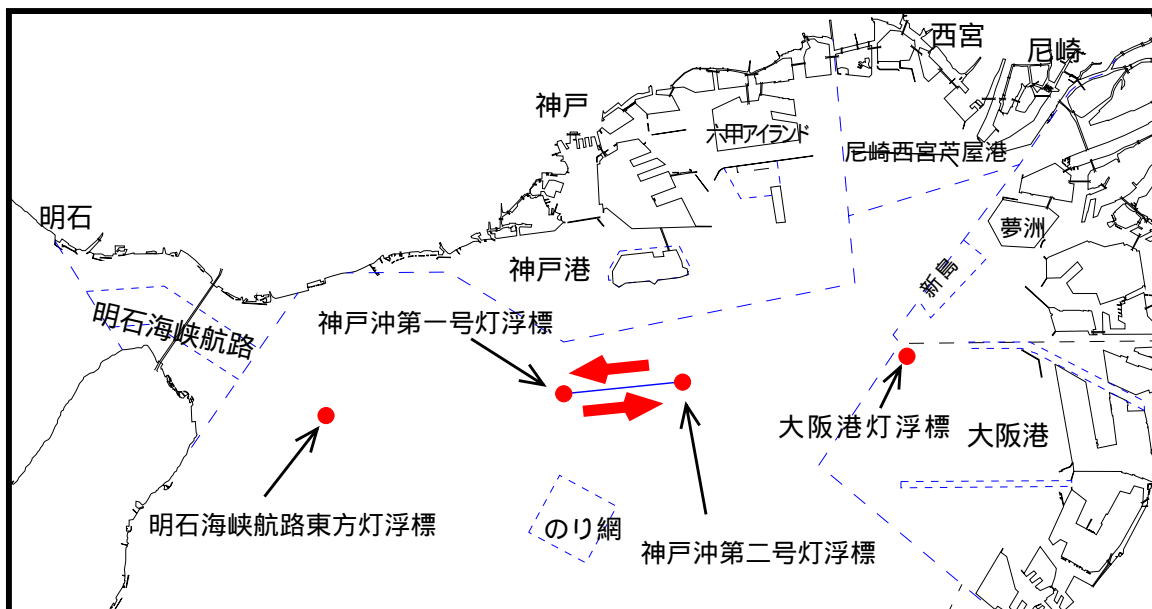
海上交通安全法に定める危険物積載船は、大阪湾、播磨灘を航行する場合において、船首及び船尾にそれぞれ緊急用えい索 (FIRE WIRE) を即時使用可能な状態に準備すること。

出所 五管区交通部

17年 16項 大阪湾北部海域における航行方法について

神戸空港の建設に伴い、大阪湾北部海域における船舶交通の安全を図るため、当分の間(工事終了までの間) 総トン数500トン以上の船舶は、次の航行方法(分離通航)によること。

明石海峡方面と大阪港(浜寺航路以南を除く。) 尼崎西宮芦屋港又は神戸港(神戸西航路以西を除く。) 方面との間を東航又は西航しようとするときは、神戸沖第一号灯浮標(34-35-26N 135-11-12E)及び神戸沖第二号灯浮標(34-35-39N 135-14-20E)を左げんに見て航行すること。



出所 五管区交通部

17年 17項 ジャスレップへの参加について

ジャスレップ（日本の船位通報制度の略称）は、航行中の船舶が位置等の情報を定期的に海上保安庁へ通報することによって、万一の遭難時の位置の推定を容易にするとともに、海上保安庁の航空機、巡視船を迅速、的確かつ効果的に搜索救助にあたらせることができるシステムです。また、必要に応じ最寄りの航行船舶に対する協力要請によって、適切な搜索活動の実施も期待できます。

ジャスレップは、参加する船舶の数が多いほどその効果が増大することから、ぜひ参加して下さい。

参加の方法等についての詳細は、最寄りの海上保安部署（巻末、管内部署一覧参照）に問い合わせ下さい。

出所 五管区警備救難部

17年 18項 大阪港における定例の水門閉鎖について

大阪港内の安治川、尻無川及び木津川の各水門は原則として毎月1回、定期試運転(水門閉鎖)を実施しています。なお、期日については、事前に五管区水路通報により通報をするので、本項を参照して下さい。

(1) 安治川水門区域（大阪区 - 2区）

場所 下記(イ)・(ロ)及び(ハ)・(ニ)を結んだ線と陸岸により
囲まれる区域

(イ)安治川信号所(34-39-30N 135-26-00E概位)

から 47° 1/3 2,660m (岸線角)

(ロ)(イ)から 322° 104m (棧橋先端)

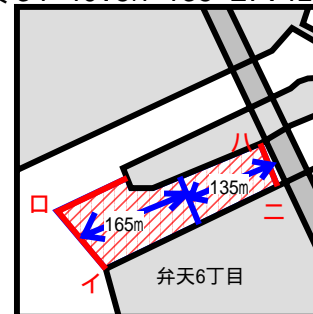
(ハ)(ロ)から 76° 202m (岸線上)

(ニ)(ハ)から 155° 75m (岸線上)

標識 上記各地点の棧橋又は防潮堤側面には航泊禁止区域が
標示してある

備考 安治川水門には、同水門閉鎖日時が予告表示してある
海図 W 1 2 3

(1)安治川水門
〔34-40.5N 135-27.4E〕



(2) 尻無川水門区域 (大阪区 - 3区)

場所 下記(イ)・(ロ)及び(ハ)・(ニ)を結んだ線と陸岸により
囲まれる区域

(イ)木津川運河信号所(34-38-04N 135-27-10E概位)

から 21° 2,710m (岸線上)

(ロ)(イ)から 303° 85m (岸線上)

(ハ)(ロ)から 34° 250m (岸線上)

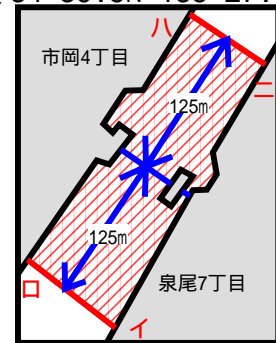
(ニ)(ハ)から 123° 75m (岸線上)

標識 上記各地点の防潮堤側面には航泊禁止区域が標示してある

備考 尻無川水門には、同水門閉鎖日時が予告表示してある

海図 W 1 1 4 8

(2) 尻無川水門
〔34-39.5N 135-27.8E〕



(3) 木津川水門区域 (大阪区 - 3区)

場所 下記(イ)・(ロ)及び(ハ)・(ニ)を結んだ線と陸岸により
囲まれる区域

(イ)木津川運河信号所(34-38-04N 135-27-10E概位)

から 55° 3,010m (岸線上)

(ロ)(イ)から 274° 60m

(ハ)(ロ)から 351° 90m (岸線上)

(ニ)(ハ)から 22° 180m (岸線上)

(ホ)(ニ)から 107° 73m (岸線上)

標識 (イ)(ロ)(ホ)の各地点の防潮堤側面には航泊禁止区域が

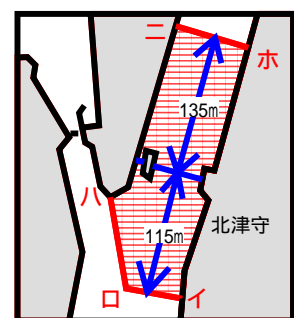
標示してあり、また(ロ)地点には赤旗付竹竿を設置

してある

備考 木津川水門には、同水門閉鎖日時が予告表示してある

海図 W 1 1 4 8

(3) 木津川水門
〔34-39.1N 135-28.7E〕



出所 大阪港長

17年 19項 世界測地系への移行及び日本測地系海図の廃版について

- ・我が国の海図のうち、日本及びその周辺の世界測地系海図については、従来は日本測地系で刊行されていましたが、すべて世界測地系海図へ移行されました。
- ・世界測地系海図の使用に際してはGPS等の測位システムも世界測地系に設定して使用してください。
- ・水路通報及び航行警報の位置表示は、世界測地系を使用しています。ただし、入手情報のうち測地系が明らかでない場合、また緊急に知らせる必要がある漂流物等については、「測地系不明」として提供する場合があります。

出所 五管区海洋情報部

管 内 部 署 一 覧

部 署 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
大阪海上保安監部 (大阪港長)	552-0021	大阪市港区築港 4 - 10 - 3 (大阪港湾合同庁舎)	(06) 6571-0221 6572-4999
堺海上保安署	592-8332	大阪府堺市石津西町 20 (堺港湾合同庁舎)	(0722) 44-1771 4999
岸和田海上保安署 (阪南港長)	596-0012	" 岸和田市新港町 1 (岸和田港湾合同庁舎)	(0724) 22-3592 4999
神戸海上保安部 (神戸港長) (尼崎西宮戸屋港長)	650-0042	神戸市中央区波止場町 1 - 1 (神戸第 2 地方合同庁舎)	(078) 331-2027 4999
姫路海上保安署 (姫路港長)	672-8063	兵庫県姫路市飾磨区須加 294 - 1 (姫路港湾合同庁舎)	(0792) 34-1016 4999
東播磨海上保安署 (東播磨港長)	675-0136	" 加古川市別府町港町 14-2 (東播磨港湾合同庁舎)	(0794) 35-0671 4999
西宮分室	662-0942	" 西宮市浜町 7 - 35	(0798) 22-7070
田辺海上保安部 (田辺港長)	646-0023	和歌山県田辺市文里 1-11-9 (田辺港湾合同庁舎)	(0739) 22-2000 24-4999
串本海上保安署	649-3503	" 西牟婁郡串本町串本 2113 - 3	(0735) 62-0226、4999
和歌山海上保安部 (和歌山下津港長)	640-8287	和歌山市築港 3 - 43	(073)423-0118
下津海上保安署	649-0101	和歌山県海草郡下津町大字下津 3066 - 16 (下津港湾合同庁舎)	(0734) 92-0134 4999
小松島海上保安部 (徳島小松島港長)	773-0001	徳島県小松島市小松島町字外開 1 - 11 (小松島みなと合同庁舎)	(08853) 3-2244 2-4999
日和佐分室	779-2305	" 海部郡日和佐町奥河内字弁財天 2-1	(0884) 77-0555
高知海上保安部 (高知港長)	780-8010	高知市棧橋通 5 - 4 - 55 (高知港湾合同庁舎)	(088) 832-7111 831-4999
宿毛海上保安署	788-0013	高知県宿毛市片島 10 - 60 - 6 (宿毛運輸総合庁舎)	(0880) 65-8117 5999
土佐清水海上保安署	787-0303	" 土佐清水市旭町 18 - 46	(08808) 2-0464、4999
関西空港海上保安 航空基地 (泉州港長)	549-0001	大阪府泉佐野市泉州空港北 1	(0724) 55-1235
大阪湾海上交通センター	656-1725	兵庫県津名郡北淡町野島江崎 914 - 2	(0799) 82-3050
串本航路標識事務所	649-3503	和歌山県西牟婁郡串本町串本 2073	(0735) 62-0522
田辺航路標識事務所	646-0058	和歌山県田辺市目良 37 - 23	(0739) 24-9884
和歌山航路標識事務所	640-8287	和歌山市築港 3 - 43	(073) 422-4282

注意：一般加入電話 2 回線保有の部署における電話番号（末尾・4999）は、緊急専用につき、緊急時以外の使用をご遠慮ください

=====

五管区水路通報及び水路図誌に関する問い合わせ先
 第五管区海上保安本部 海洋情報部 監理課 情報係
 〒650-8551 神戸市中央区波止場町 1 番 1 号 TEL (078) 391-6651 (内線2515,2516)
 神戸第 2 地方合同庁舎 (9 階) FAX (078) 332-6307 (FAX提供 兼用)

=====